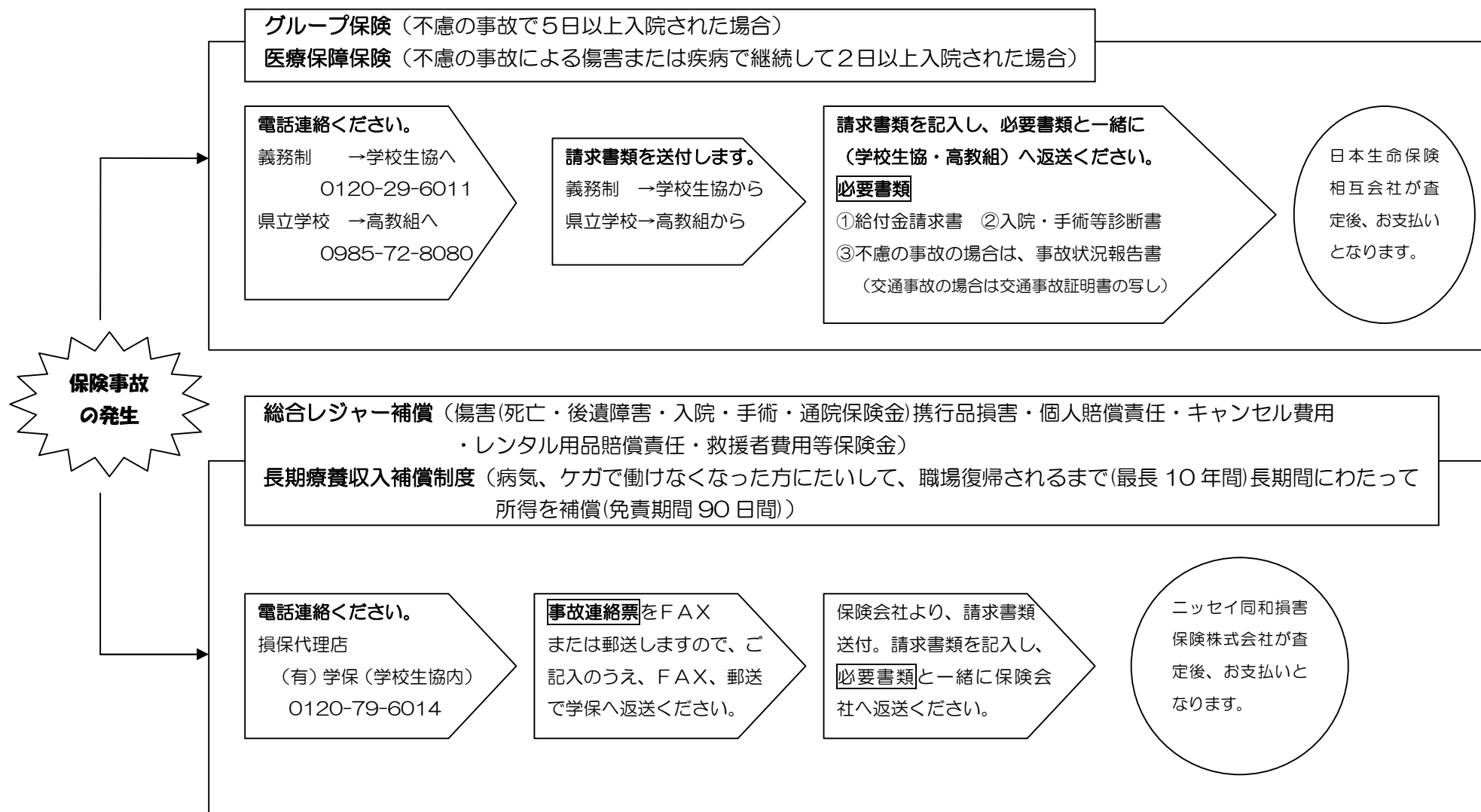


新グループ保険「あんしん」の保険金・給付金のご請求方法

お支払いまでの流れ



■お問い合わせの多い総合レジャー補償の傷害(通院)保険金と携行品損害保険金のご請求に必要な書類の例です。

傷害(通院)保険金

(例)・階段から落ちて手指を骨折して10日間通院した。

・PTAバレーボール大会で、足首を捻挫して30日間通院した。

保険会社から送付する書類

①保険金請求書(兼事故状況報告書)

②治癒申告書 保険金が10万円未満の場合は「診断書」にかえて、この申告書をご利用いただけます。

※病院名・病院の所在および患者名等が表示されている診察券か薬袋あるいは治療費領収書のいずれか1つを貼付してください。

○交通事故の場合は、交通事故証明書が必要となります。

※事故の状況や保険金請求の内容によっては、上記以外の書類が必要になる場合もあります。

携行品損害保険金

(例)・公園で、デジタルカメラを取り出したところ、地面に落としてしまい使用不能となった。

・携帯電話をあやまってスーパーの駐車場に落としてしまい、画面が破損した。

・学校の駐車場で荷物を出し入れしていたとき、カバンを落としてしまい、その中に入っていたパソコンが壊れて修理した。

・バレーボール大会で、眼鏡にボールがあたり、フレームが折れた。

・スポーツクラブの更衣室でハンドバックの盗難にあった。

保険会社から送付する書類

①保険金請求書(兼事故状況報告書)

②事故証明書

必要書類

上記①②の書類と一緒にご提出ください。

*修理可能な場合 → ③損害品の写真(全体が判る写真・破損状態が判る写真・ブランド名や型式が判る写真) ④修理見積書

⑤メーカー名・商品名・購入年月・購入金額がわかる書類(保証書、領収書等)

*修理不可能の場合 → ③損害品の写真 ④業者の修理不能証明書

⑤メーカー名・商品名・購入年月・購入金額がわかる書類(保証書、領収書等)

*盗難の場合 → ③盗難届出事故証明書(※必ず警察署に事故届をしてください。)

④メーカー名・商品名・購入年月・購入金額がわかる書類(保証書、領収書等)

お支払いの基準 ・原則として修理費用をお支払いします。

・修理できない場合は、再購入価格より使用による経年減価償却部分を、控除した残額(時価額)をお支払いします。

・修理費が時価額を超える場合は、時価額をお支払します。

※制度の概要、保障の内容等につきましては、パンフレットをご確認ください。